

平成26年度 森町水質検査計画書－1 森町上水道分

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	検査回数	森 町 浄 水 場												浄 水			原 水	検査の省略							
				検 査 月												1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上									
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						4	5	6	7	8	9	10
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
3	がミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検																		●	●	●	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検																		●	●	●	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
25	シクロキクロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
30	ブromoホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検																		●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検																		●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検																		●	●	●	可
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	○	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	△	△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	△	△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	○	不可
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	○	不可
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	○	不可
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	○	不可
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	○	不可
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	○	○	不可
	大腸菌(最確数法)・雑菌性芽胞菌(指標菌検査)	検出されないこと	原水1年12回検査																					検	検	検	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																					検	検	検	H2O大腸菌定量検査により検出あり。

●: 検査回数の減は無し  
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。  
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ  
 □: 原水水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。  
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検したが、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字霞台115番地1  
 浄水採取場所: 茅部郡森町字霞の木51番地

平成26年度 森町水質検査計画書一 駒・赤地区簡易水道分

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	検査回数	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道																		浄水		原水	検査の省略		
				検査月																		1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上			
				浄水									原水														
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検																		●	●	●	不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検																		●	●	●	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
27	総トリクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
30	ブromoホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検																		●	●	●	不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検																		□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検																		□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検																		□	●	●	可
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	●	●	可
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌(指標菌検査)	検出されないこと	原水1年12回検査																					検	検	検	大腸菌(定量試験)・エウレシユ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																						急速濾過	濁度監視あり	

●: 検査回数の減は無し  
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。  
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ  
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。  
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検したが、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3ヶ月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林  
 事業区1157林班2小班内  
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字駒ヶ岳236番地44

平成26年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道分

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	検査回数	濁川・三岱地区簡易水道												検査月			浄水	原水	検査の省略									
				検査												4	5	6				7	8	9	10	11	12	1	2	3
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3															
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										不可	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検																						可	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検																						不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										不可	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																										可(海水を原水とする場合は不可)	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
16	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回																										不可	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回				検																						不可	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検																						可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	可	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	不可	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検																						可	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検																						可	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可	
42	ジエオキシ	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検																				可(湖沼水を水源とする場合は蒸発発生状況も勘案)	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検																				可(湖沼水を水源とする場合は蒸発発生状況も勘案)	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																										可	
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	不可	
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	不可	
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	不可	
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	不可	
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	不可	
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	不可	
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																										大腸菌(定量試験)・ウェルツシュ芽胞菌	
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																												

●: 検査回数の減は無し  
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。  
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ  
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。  
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検1ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2  
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1  
 浄水採取場所: 茅部郡森町字濁川188番地